

## 令和5年度郡山市水道事業（旧中田簡易水道事業）会計補助金交付要綱

（趣旨）

第1条 この要綱は、郡山市水道事業給水条例（昭和41年郡山市条例第21号）第2条の規定により給水区域に編入された中田町柳橋及び中田町中津川に属する字の郡山市簡易水道事業の地方公営企業法の適用等に伴う関係条例の整備に関する条例（令和3年郡山市条例第50号）第4条の規定による改正前の郡山市簡易水道条例（昭和42年郡山市条例第76号）が適用されていた水道事業（以下「旧中田簡易水道事業」という。）の安定的な経営を図るとともに、安全安心な水道水の安定的な供給に寄与し、併せて市の環境衛生の向上に資するため、旧中田簡易水道事業を引き継いだ郡山市上下水道事業管理者（以下「事業管理者」という。）に対し、予算の範囲内で補助金を交付することに関し、郡山市補助金等の交付に関する規則（昭和48年郡山市規則第18号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（補助金の交付の対象経費等）

第2条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は旧中田簡易水道事業に係る維持管理に要する経費とし、補助金の額は当該経費から、当該事業に係る給水収益を差し引いた額とする。

（補助金の交付の対象期間）

第3条 補助金の交付の対象となる期間は、令和5年4月1日から令和6年3月31日までの1年間とする。

（補助金の交付の申請）

第4条 補助金の交付の申請をしようとする者は、前条の対象となる期間の末日までに、規則第4条の補助金等交付申請書を市長に提出しなければならない。この場合において、当該申請書には、次に掲げる書類を添付するものとする。

- (1) 事業報告書
- (2) 収益費用明細書
- (3) 資本的収入支出明細書

2 前項に規定する補助金の交付の申請は、規則第4条の2第3項の規定により事業の実績に基づき精算額で行うものとする。

（補助金の交付の条件）

第5条 規則第6条第1項第4号に規定するその他必要と認める条件は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 補助金の交付の目的以外に補助金を使用しないこと。
- (2) 補助金に係る帳簿及び証拠書類を整備し、事業が完了した日の属する年度の翌年度から起算して5年間保存すること。

（補助金の額の確定）

第6条 規則第15条第3項の規定により同条第1項の補助金等交付額決定通知書は、省略するものとする。

（委任）

第7条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

(この要綱の失効等)

2 この要綱は、令和6年3月31日限り、その効力を失う。ただし、第5条第2号の規定については、同日後もなおその効力を有する。